

土木学会表彰規程

昭和40年	7月23日	制定
" 53年	5月12日	一部改正
" 57年	4月27日	"
" 59年11月	22日	"
" 60年	9月22日	"
" 61年	9月26日	"
平成元年	9月22日	"
" 2年	9月28日	"
" 3年	9月27日	"
" 5年11月	26日	"
" 7年	4月21日	"
" 11年11月	26日	"
" 12年	9月14日	"
" 13年	9月7日	"
" 14年	4月26日	"
" 16年	4月23日	"
" 16年	6月18日	"
" 17年	9月16日	"
" 18年	9月15日	"

(総則)

第1条 土木学会細則第41条による表彰は、この規程による。

(賞の種類)

第2条 表彰は、次の土木学会賞（総称）を授与して行う。

1. 功績賞
2. 技術賞
3. 環境賞
4. 論文賞
5. 吉田賞
6. 田中賞
7. 技術開発賞
8. 出版文化賞
9. 国際貢献賞
10. 技術功労賞

(功績賞)

第3条 功績賞は、本会会員であって、土木工学の進歩、土木事業の発達、土木学会の運営に顕著な貢献をなしたと認められたものに授与する。

(技術賞)

第4条 技術賞は、グループ：具体的なプロジェクトに関連して、土木技術の発展に顕著

な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる計画、設計、施工または維持管理等の画期的な個別技術（情報技術、マネジメント技術を含む）およびグループ：土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクトに授与する。

（環境賞）

第5条 環境賞は、グループ：環境への負荷を低減する土木技術・システムを開発・運用し、良好な環境の保全・創造に貢献した画期的な業績およびプロジェクト、グループ：環境の保全・創造に貢献した先進的かつ国際的な研究に授与する。

（論文賞）

第6条 論文賞は、本会個人会員（海外の協定協力学会の個人会員は本会会員とみなす）であって、原則として土木学会誌、土木学会論文集、その他土木学会の刊行物に研究、計画、設計、施工、考案などに関する論文を発表し、これが土木工学における学術、技術の進歩発展に独創的な業績をあげ、顕著な貢献をなしたと認められたものに授与する。

（2）論文奨励賞は本会個人会員（海外の協定協力学会の個人会員は本会会員とみなす）であって、原則として土木学会誌、土木学会論文集、その他土木学会の刊行物に研究、計画、設計、施工、考案などに関する論文を発表し、これが土木工学における学術、技術に関する進歩発展に寄与し、独創性と将来性に富むものと認められ、受賞者の年齢が受賞年の4月1日現在で満36歳未満であるものに授与する。

（吉田賞）

第7条 吉田賞は、次の2部門に分けて授与する。

（1）研究業績部門：コンクリートに関する技術の進歩、発展に顕著な業績を挙げたと認められる者を対象とし、各種刊行物に発表された論文、設計・施工・計画・考案などの報告等を参考とする。受賞候補者は本会会員の個人とする。

（2）論文部門：土木学会の刊行物に発表されたコンクリートに関する論文、報告等で、コンクリート工学の発展に大きく貢献したと認められるものを対象とする。受賞候補者は本会会員の個人またはその複数とする（ただし、海外の協定協力学会の個人会員は本会会員とみなす）。

（田中賞）

第8条 田中賞は、次の3部門に分けて授与する。

（1）研究業績部門：橋梁に関する技術の進歩、発展に顕著な業績を挙げたと認められる者を対象とする。受賞候補者は本会会員の個人とする。

（2）論文部門：土木学会刊行物に発表された論文、報告の中で、計画、設計、製作・施工、維持管理、考案、歴史などに関連して橋梁工学の発展に大きく貢献したと認められる論文を対象とする。受賞候補者は本会会員で、個人またはその複数とする（た

だし、海外の協定協力学会の個人会員は本会会員とみなす）。

- (3) 作品部門：橋梁およびそれに類する構造物の新設または改築で、計画、設計、製作・施工、維持管理などの面において特色を有する作品を対象とする。なお、構造物に適用された特殊な技術、革新的な技術も作品とみなす。また、規模の大小は問わない。

(技術開発賞)

第9条 技術開発賞は、計画、設計、施工または維持管理等において、創意工夫に富むと認められる技術（情報技術、マネジメント技術を含む）を開発、実用化し、土木技術の発展を通じて、社会に貢献したと認められる者に授与する。

(出版文化賞)

第10条 出版文化賞は、土木に関連する出版物で、土木工学・土木技術の発展に貢献し、あるいは読者に感銘を与えることにより、土木文化活動の一環となりうると認められた出版物の著者を対象とする。

(国際貢献賞)

第11条 国際貢献賞は海外における土木工学の進歩発展あるいは社会資本整備に貢献し、現地で高く評価された日本人、並びに日本の土木工学の発展、土木技術の国際交流に貢献したと認められた外国人に授与する。

国際活動奨励賞は海外における土木工学の進歩発展あるいは社会資本の整備において、現地国での土木技術の発展に独創性をもって寄与し、国際貢献への活動が今後も期待される日本人技術者に授与する。

(技術功労賞)

第12条 技術功労賞は、長年にわたり人目につきにくい業務に従事し、地道な実務の積み重ねを通じて土木工学の進歩発展に功労があった者に授与する。受賞候補者は個人とし、本会会員の資格の有無を問わない。

(委員会)

第13条 土木学会賞を授与するため次の委員会をおく。

1. 表彰委員会
2. 環境賞選考委員会
3. 論文賞選考委員会
4. 吉田賞選考委員会
5. 田中賞選考委員会
6. 技術開発賞選考委員会
7. 出版文化賞選考委員会
8. 国際貢献賞選考委員会

9. 技術功労賞選考委員会

- (2) 表彰委員会は、功績賞、技術賞の受賞候補の選考をなし、環境賞、論文賞、吉田賞、田中賞、技術開発賞、出版文化賞、国際貢献賞および技術功労賞各選考委員会の具申を受けて、必要に応じて各賞間の調整を行い、土木学会賞受賞候補を決定する。
- (3) 環境賞選考委員会は、環境賞候補の選考を行う。
- (4) 論文賞選考委員会は、論文賞候補の選考を行う。
- (5) 吉田賞選考委員会は、吉田賞候補の選考を行う。
- (6) 田中賞選考委員会は、田中賞候補の選考を行う。
- (7) 技術開発賞選考委員会は、技術開発賞候補の選考を行う。
- (8) 出版文化賞選考委員会は、出版文化賞候補の選考を行う。
- (9) 国際貢献賞選考委員会は、国際貢献賞候補の選考を行う。
- (10) 技術功労賞選考委員会は、技術功労賞候補の選考を行う。
- (11) 前記各委員会の構成、運営、その他については、別に内規で定める。

(報告)

第13条の2 専務理事は、前条に規定する各委員会の構成等について、理事会に報告しなければならない。

(賞の決定、表彰の時期・方法)

第14条 土木学会賞は理事会において決定し、表彰は原則として毎年1回通常総会において賞牌、賞状等を授与して行う。

附則

この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

この規程は、理事会の議決により変更することができる。

第5条の変更規程は、昭和60年度から実施する。

第6条および第9条の変更規程は、平成3年度から実施する。

第2条、第7条、第10条、第11条、第12条および第13条の変更規程は、平成5年度から実施する。

第5条の(2)の変更規程は、平成7年度から実施する。

第5条の(2)の変更規程は、平成10年度から実施する。

第11条の変更規程は、平成10年度から実施する。

第2条および第13条の(2)は、平成11年度から施行する。

第6条、第7条および第8条の(2)は、平成12年度から施行する。

第11条の2項は平成13年度から施行する。

第13条の変更規程は、平成14年度から施行する。

第7条の(2)の変更規程は、平成17年度から実施する。

第5条および第8条の(3)の変更規程は、平成18年度から実施する。